

とよなか保育士助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市の保育需要増加に対応するため、保育士資格を有する新卒者・未経験者、復職希望者及び他市で働く保育士等に対し、豊中市での勤務を促し新たな保育人材の確保に努めるため、とよなか保育士助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及び豊中市デジタル地域ポイント事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育所等 次のアからオまでに掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所のうち、法第35条第4項の規定により認可を受けた施設

イ 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けた施設

エ 豊中市家庭保育所制度実施要綱第2条第1項第1号に規定する家庭保育所

オ 豊中市庄内及び北部一時保育事業実施要綱第2条に規定する施設

(2) 民間施設等 保育所等のうち国、都道府県及び市町村以外の者が設置するものをいう。

(3) 保育士等 法第18条の4に規定する保育士又は認定こども園法第15条第1項に規定する保育教諭とし、認定こども園法第14条第1項又は第2項に規定する保育教諭、主幹保育教諭及び指導保育教諭を含む。また、保育教諭のうち、認定こども園法一部改正法附則第5条第1項の規定による特例である幼稚園教諭免許状の授与のみで保育教諭として勤務している者は除く。

(助成)

第3条 市長は、豊中市内に所在する民間施設等において募集年度ごとに市が指定する基準期間に新たに採用された保育士等に対し、予算の範囲内で助成することができる。

(種類)

第4条 助成金の種類は次に掲げるとおりとする。

(1) 応援手当

(2) うえるかむマチカネポイント

(交付資格要件)

第5条 この要綱による助成金の交付資格申込対象者は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たす者とする。ただし、別途規定がある場合を除く。

(1) 応援手当 次のアからエまでのいずれにも該当する者であること

ア 募集年度ごとに市が指定する基準日において、豊中市の住民基本台帳に記録されている者

イ 募集年度ごとに市が指定する基準期間において、豊中市内に所在する民間施設等を運営

している者（以下「事業主」という。）に週30時間以上勤務する保育士等として直接新規雇用され、豊中市内に所在する同一法人の事業所で継続して勤務する者

ウ 募集年度ごとに市が指定する基準日において、次の①から③までのいずれかに該当する者。なお、最終の保育経験とは、市が指定する基準期間に新たに豊中市内に所在する民間施設等に雇用される前の勤務先での保育士資格を活用した保育経験（勤務時間数は問わない）をいい、その勤務先は第2条第1項第1号に掲げる保育所等のいずれかであること

①保育士資格を取得して初めて勤務する者

②最終の保育経験から5年以上の期間をもって復職する者

③最終の保育経験が豊中市外に所在する第2条第1項第1号ア～ウに掲げる施設のいずれかである者

エ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、長期にわたる勤続意思があり、募集年度ごとに市が指定する基準日において45歳未満の者

(2) うえるかむマチカネポイント 次のアからエまでのいずれにも該当する者であること

ア 募集年度ごとに市が指定する基準日において、豊中市以外の自治体の住民基本台帳に記録されている者

イ 前号イに規定する者

ウ 前号ウに規定する者

エ 前号エに規定する者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付資格申込対象者とはならない。

(1) 過去にこの要綱による助成金の交付確定を受けたことがある者

(2) 事業主に、施設長、園長、所長、管理者その他同種の職種として雇用されている者

(3) 民間施設等を運営している法人の役員である者

(交付額)

第6条 助成金の交付額は、次のとおり定める。

(1) 応援手当については、1回の交付につき16万円とし、半年ごとの交付とする。交付期間は最大3年間とする。

(2) うえるかむマチカネポイントについては、1回の交付につき12万円相当のマチカネポイントを交付することとし、1回のみ交付とする。

(交付資格申込)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、所定の申込期間内に、とよなか保育士助成金交付資格申込書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、公的個人認証サービスを利用して提出する場合にあっては、第3号に定める書類の提出を省略することができる。

(1) 雇用に関する証明書（様式第2号）

(2) 保育士証の写し

(3) 氏名、生年月日、住民票の住所が確認できる次の公的書類の写し

ア 住民票の写し

イ 住民票記載事項証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第2号の書類については、保育士証発行手続き中の場合のみ、保育士登録済通知書の提出をもって申込をすることができる。ただし、保育士証が発行され次第、保育士証の写しを提出しなければならない。
- 3 第1項の申込を行う場合は、市が指定する電子申込システムを用いて提出するものとし、添付書類については、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録に変換して添付し、市長に提出しなければならない。ただし、同条第1項第1号の書類の提出については、勤務する民間施設等を経由し、市が指定するデータ共有システムを用いて市長に提出しなければならない。
- 4 提出に必要な書類の取得及び提出にかかる費用については、申込者の自己負担とする。

(交付資格の決定)

- 第8条 市長は、前条の交付資格申込があったときは、当該申込に係る書類の内容が適正であるかどうかを審査し、交付資格の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による交付資格の可否を決定した場合は、とよなか保育士助成金交付資格審査結果通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(助成金の交付要件)

- 第9条 助成金は、その種類に応じ、前条の規定により助成金の交付資格を有する保育士等（以下「交付対象者」とする。）が次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たした場合に交付するものとする。

(1) 応援手当 交付対象者が次のア及びイのいずれにも該当する者であること

ア 事業主に保育士等として初めて雇用された日以降、募集年度ごとに市が指定する基準期間において、豊中市内に所在する民間施設等で全期間の勤務がある者。ただし、次に掲げる事由により業務に従事することができなくなった場合は、事業主による事由証明があった場合にのみ、その期間を勤務期間として取り扱うものとする。

- ①労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する産前産後休業
- ②育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業
- ③育児介護休業法第2条第2号に規定する介護休業
- ④疫病、負傷その他やむを得ない事由

イ 募集年度ごとに市が指定する基準日において、豊中市の住民基本台帳に記録されている者

(2) うえるかむマチカネポイント 交付対象者が次のアからエまでのいずれにも該当する者であること

ア 前項アに規定する者

イ 市が指定する期間内に、豊中市マチカネポイントアプリをダウンロードかつSMS認証設定及び交付対象者本人の情報登録を行い、ポイント付与に必要な情報を市に提供できる者

ウ 募集年度ごとに市が指定する基準日において、豊中市以外の自治体の住民基本台帳に記録されている者

エ 応援手当を受給していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、助成金を交付しない。

(1) 事業主に保育士等として初めて雇用された日の翌日以降に、主として保育以外の業務に従事した者。

(2) 事業主に保育士等として初めて雇用された日の翌日以降に、勤務形態の変更があった者。

ただし、変更後の勤務形態が週30時間以上の勤務形態の場合は、この限りではない。

(3) 事業主に保育士等として初めて雇用された日の翌日以降、市が指定する基準期間内における豊中市外での勤務実績が1か月以上である者。

3 募集年度ごとに市が指定する基準期間内に豊中市内外へ転出入した場合、基準期間内の助成金の種類の変更は認めない。この場合における助成金の交付に係る取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 豊中市内から豊中市外へ転出した場合にあつては、応援手当の交付資格を失うものとする。

(2) 豊中市外から豊中市内へ転入した場合にあつては、引き続きうえるかむマチカネポイントの交付対象者とする。

(状況変更等)

第10条 交付対象者は、第5条第1項に規定する交付資格要件及び第7条の交付資格申込の内容に変更があったときは、市長に対し、その定める期日までにとよなか保育士助成金状況変更届(様式第4号)の提出をもって申し出なければならない。なお、変更事由が住所変更の場合は、次に定める書類を添えて市長に提出するものとし、公的個人認証サービスを利用して提出する場合にあつては、次に定める書類の提出を省略することができる。

(1) 氏名、生年月日、住民票の住所が確認できる次の公的書類の写し

ア 住民票の写し

イ 住民票記載事項証明書

2 第1項の申出を行う場合は、市が指定する電子申込システムを用いて提出するものとし、添付書類については、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録に変換して添付し、市長に提出しなければならない。

(交付資格の取消し)

第11条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付資格決定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する助成金の交付要件に該当しなかったとき。

(2) 助成金の交付にあたり、虚偽申込その他不正行為があつたと認められたとき。

(3) 保育士登録済通知書の提出をもって交付資格を得た者が、保育士証発行後に速やかにその写しを提出しなかったとき。

(4) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

(交付申込及び実績報告)

第12条 交付対象者は、市が指定する期間内にとよなか保育士助成金交付申込書兼請求書(様式第5号)を市が指定する電子申込システムを用いて市長に提出するものとし、添付書類につい

ては、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録を添付しなければならない。また、市が指定する実績報告期間に、勤務証明書（様式第6号）を勤務する民間施設等を経由し、市が指定するデータ共有システムを用いて市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び通知）

第13条 市長は、前条の規定による申込があった時は、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、とよなか保育士助成金交付確定通知書（様式第7号）又はとよなか保育士助成金不交付確定通知書（様式第8号）により、その旨を交付対象者に通知するものとする。

（交付時期）

第14条 市長は、前条の交付確定者に対し、交付確定通知書発行日より30日以内に助成金を交付するものとする。

- 2 うえるかむマチカネポイントにより交付されたマチカネポイントの有効期限については、マチカネポイントアプリ利用者規約に準ずるものとする。

（助成金の返還）

第15条 市長は、第11条に規定する交付資格決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該被決定者に対し、期限を定めて、その返還をとよなか保育士助成金返還命令書（様式第9号）をもって命じることができる。

- 2 前項の規定に関わらず、うえるかむマチカネポイントの交付資格決定を取り消した場合において、既に当該ポイントが交付されているときは、市長は、当該被決定者に対し、期限を定めて、当該ポイントの返還をとよなか保育士助成金返還命令書（様式第9号）をもって命じることができる。この場合において、当該ポイントを既に使用している場合は、使用したポイント分を1ポイント＝1円で換算のうえ、現金にて返還させるものとする。
- 3 前2項の規定により現金又はうえるかむマチカネポイントの返還を命じられた者は、速やかに当該現金又はうえるかむマチカネポイントを返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第16条 被決定者は、前条の規定により助成金（応援手当に限る。次項において同じ。）の返還を命ぜられたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金法」という。）の規定の例により、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 被決定者は、前条の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金法の規定の例により、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（その他の事項）

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和2年1月1日から実施する。
- 3 この要綱は、令和2年12月3日から実施する。
- 4 この要綱は、令和4年9月1日から実施する。
- 5 この要綱は、令和4年12月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和7年1月15日から実施する。ただし、同日前に改正前のとよなか保育士助成金要綱第6条の規定による助成金の交付の決定を受けた者に係る助成金については、なお従前の例による。

豊 中 市 長 様

申 込 者
住 所
名 前
電話番号
メールアドレス

とよなか保育士助成金交付資格申込書

助成金の交付を受けたいので、とよなか保育士助成金交付要綱第 7 条の規定に基づき、
下記のとおり申し込みます。

記

助成金の種別 (□にチェックを入れてください。)	☐ 1. 応援手当 ☐ 2. うえるかむマチカネポイント		
採用法人名			
勤務施設名			
採用年月日			
該当要件 (□にチェックを入れてください。)	☐ 新卒・未経験 ☐ 復職 ☐ 市外からの転職		
職歴・学歴 (※)	事 実 発 生 日	☐ 卒業	勤務施設名・学校名
		☐ 退職	
添付書類	1. 雇用に関する証明書 (様式第2号) ※勤務施設に市への提出を依頼してください。 2. 保育士証の写し (保育士証発行手続き中の場合は、保育士登録済通知書の写し) 3. 氏名、生年月日、現住所が確認できる公的書類 住民票記載事項証明書もしくは住民票の写し		

以下の内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 過去に本助成金の交付確定を受けていません。

☐ 募集案内及び交付要綱を確認しました。

☐ この申込をもって、在籍状況について豊中市が勤務施設に確認することに同意します。

(※)現在の勤務施設を除く、直近の職歴を記入してください。職歴がない方は、最終学歴を記入してください。

雇用に関する証明書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

証明者 所在地
名 称
代表者

当施設職員がとよなか保育士助成金交付資格申込書を提出するにあたり、当施設が把握している雇用の状況について、下記のとおり証明します。

記

職 員 名	ふりがな		
	名 前		
生 年 月 日		年 月 日	
勤務施設名			
採用年月日		年 月 日	
職 種 (☒ を入れてください。)		☐ 保育士	☐ 保育教諭
職務内容		保 育 業 務	
1 週間の勤務時間数		週 時間	
最終学歴 (※1)	卒 業 年 月	学 校 名	
	年 月		
職 歴 の 有 無 (当施設採用前の認可保育施設等での職歴)		有 ・ 無 (○をつけてください)	
直近の認可保育施設等での職歴 (※2)			
勤 務 施 設 (所在地)		職 種	退 職 年 月 日

(※1) 最終学歴の卒業年月と学校名を記入してください。

(※2) 要綱第2条第1項に定める保育所等に掲げる施設での職歴がある場合、記入してください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

豊 中 市 長

とよなか保育士助成金交付資格審査結果通知書

年 月 日付で提出されたとよなか保育士助成金交付資格申込書について
審査した結果、下記のとおり決定しましたので、とよなか保育士助成金交付要綱第8条の規
定に基づき通知します。

記

助 成 金 の 種 類	審査結果	交付条件又は不交付の理由
応 援 手 当		
うえるかむマチカネポイント		

とよなか保育士助成金状況変更届

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

住 所
名 前
電話番号
メールアドレス
勤務施設名

とよなか保育士助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

交付を受けている 助 成 金	☐ 応援手当 ☐ うえるかむマチカネポイント	
変 更 事 由	☐ ①氏名変更 ☐ ②住所変更（※1） ☐ ③勤務場所変更 ☐ ④勤務時間数変更(週30時間未満)	☐ ⑤保育業務に従事しなくなった ☐ ⑥施設長その他同種の職種に変更 ☐ ⑦退職 ☐ ⑧その他（ ）
上記事由発生日	年 月 日	

④～⑧に該当する場合の変更内容

【変 更 前】	
【変 更 後】	
【備 考】	
【添付書類】	※1) 住所変更の場合 ☐ 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
名 前
電話番号
メールアドレス

とよなか保育士助成金交付申込書兼請求書

とよなか保育士助成金について、とよなか保育士助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。なお、交付確定となった場合は、交付確定された助成金を応援手当の場合は下記の口座に振込、うえるかむマチカネポイントの場合はマチカネポイントアプリ下記ユーザーIDあてポイント付与していただきますよう請求します。

記

交付を受けている助成金の種別			
交 付 請 求 額			
助成金交付対象となる勤務継続期間			
勤 務 施 設 名			
勤 務 施 設 所 在 地		豊中市	
【応援手当】 振込先	銀 行 名	支 店 番 号	支 店 名
		普通/当座	口 座 番 号
		記 号	番 号
	口座名義	(フリガナ)	
【うえるかむマチカネポイント】 マチカネポイントアプリ ユーザーID			
添付書類	・（応援手当）振込口座の支店もしくは支店番号、口座番号及び口座名義人が確認できる書類 ・（うえるかむマチカネポイント）マチカネポイントアプリユーザーIDの確認ができる画面のスクリーンショット		

勤 務 証 明 書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

証明者 所在地
名 称
代表者

当施設職員について、とよなか保育士助成金交付対象となる勤務継続期間における勤務状況を、下記のとおり証明します。

記

職 員 名	ふりがな	
	名 前	
生 年 月 日		年 月 日
勤務施設名		
所 在 地		
職 務 内 容		保 育 業 務
とよなか保育士助成金 交 付 対 象 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日
上記期間における 勤 務 状 況		☐ 現職 ☐ 退職（退職（予定）日： 年 月 日） ☐ 産休 ・ 育休 ・ 休職（○をつけてください） （ 年 月 日から 年 月 日まで） ☐ 受給要件を欠く事由（○をつけてください） （市外転出 ・ 市外異動 ・ 週 30 時間未満勤務） （事実発生日： 年 月 日） ☐ その他（ ） （事実発生日： 年 月 日）
備 考		

【注意事項】

- 在籍状況が「退職」である場合、退職（予定）日を記入してください。
- 在籍状況が「産休」「育休」「休職」である場合、その期間を記入してください。
- 受給要件を欠く事由に該当する場合は、事実発生日などの必要事項を記入してください。

豊こ事第

年

月

号

日

様

豊 中 市 長

とよなか保育士助成金交付確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった助成金の交付については、下記のとおり確定しましたので、とよなか保育士助成金交付要綱第 13 条の規定に基づき通知します。

記

助成金の種類		応援手当
		うえるかむマチカネポイント
交付対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで	
審 査 結 果	交 付	
交付確定額	円／ポイント	

豊こ事第 号
年 月 日

様

豊 中 市 長

とよなか保育士助成金不交付確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった助成金の交付については、下記のとおり確定しましたので、とよなか保育士助成金交付要綱第 13 条の規定に基づき通知します。

記

助成金の種類		応援手当
		うえるかむマチカネポイント
交付対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで	
審 査 結 果	不 交 付	
審査結果の理由		

豊こ事第 号
年 月 日

様

豊 中 市 長

とよなか保育士助成金返還命令書

とよなか保育士助成金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり返還することを命じます。

記

返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日 まで
返還を命ずる理由	
助 成 金 の 種 類	
既 交 付 金 額	
返還金額の内訳	

※ 返還金は、別途指定する方法により期限までに納付してください。